村

町

町村の購読料は会費 の中に含まれております)

23 6

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号: 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955 明:定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 http://www.zck.or.jp

调

くらもないので、一次産品に加工し イプの農林業では自らの取り分がい いうことがよくいわれる。 ならないように思う。 最近農山村において六次産業化と 従来のタ

のさまざまな力と要素を連携させる 力を生み出すためには、まず地域内

ことが大事だということを忘れては

閑話休題

域連携は必然であり、ぜひともさま めには、隣接する市町村との間の広 レベルの高いサー ビスを提供するた いる。基盤となる人口が少な 取り組みが、急速に展開して あって、広域連携にかかわる 小都市や農山村で、 近年、 介護保険への対応も 住民に

だきたいところである。 しかし ざまな工夫のもとに進めていた ある地域から新しい経済的な活 その一方で、都市から遠距離に

経済組織が、タテ割りに広域合併を つけ出し、 ではないだろうか 元の取り分を増やすことが必要なの を実現することによって、さらに地 トして、 農協や森林組合といった半公的な それを行政がコー ディネ 産業部門を超えた複合化

都市で

Ιţ をとってもたいした規模にはなら 考え方である。しかし小規模町村で り込んで利益を大きくすべしという 売するところまでを地元の組織に取 て付加価値をつけ、さらにそれを販 たのでは不十分である。 この作業を産業タテ割にやって 農業や林業その他の産業のどれ ちまちま

るユズ加工産業が育った背景には、 の農協で二十五億円もの販売額を誇 歩んでいる奥地山村であるが、ここ 広域合併に背を向けて独自の路線を めたのではないかと、筆者は危惧し の結集による産業育成の可能性を弱 進めたことは、このような内的な な力がかかわっている。 ヒアリ 行政を始め、地域内のさまざま 高知県の馬路村は、農協の



雨あがりのニッコーキスゲ

な産業部門の間に連携の可能性を見 /携の大切さ う見本を見せられた思いであった。 ている。 異業種交流が行われているように、 重な話を伺うことができた。 第三セクターの職員などが一同に会 産業の連携はまず人の連携からとい ズ産業の立役者、森林組合と新しい 彼ら同士の活発な会話の中に貴 には、村長・役場職員のほかにユ ングにお邪魔した役場の会議室

ŧ <

(早稲田大学教授

宮口侗廸

政	策	歳入中立で税源移譲など提言 = 地方分権推進委員会最終報告	.(2)
活	i 動	分権推進委の最終報告で談話 = 地方六団体	.(3)
随	想	はるなの四季群馬県榛名町長 石井清一	.(12)
階	想	町づくりと都市間交流 鳥根県町村会長・仁多町長 岩田一郎	(14)

週

2

地方分権推進委員会 最終

報

八中立で税源移譲など提合

「地方税財源の充実確保策」 な移譲論議は今後、 する新たな審議機関を設ける意向を表明、地方税財源の具体的 が特徴。同報告を受けて、 の乏しい町村には大きな影響が予想される内容も盛り込んだの ある国庫補助負担金や地方交付税の削減も提言するなど、 の少ない税を中心に地方へ税源移譲する一方、国の依存財源で 体の「歳入・歳出の自由度」を高めるため、所得税など偏在性 委員会の活動を「第一次分権改革」と位置づけ、引き続き第二 相に提出した。機関委任事務制度の廃止など六年間にわたる同 型社会の創造での道筋」と題する最終報告をまとめ、 地方分権推進委員会 (諸井虔委員長) は六月一四日、「分権 第三次の分権改革の必要性を強調。 同審議機関に舞台を移す。 小泉首相は七月にも地方分権を審議 を挙げた。 具体的には、 そのための改革課題に 地方自治 小泉首 税源

未完の一次分権改革

望して」、「おわりに」の六部構成。第四章「分権改革の更なる飛躍を展を求めて その後の監視活動の結果を求めて その後の監視活動の結果を求めて その後の監視活動の結果を求めて その後の監視活動の結果を求めて その後の監視活動の結果を求めて との後の監視活動の結果を求めて との後の監視活動の結果を求めて との人間が表して」、

第一章では、今回の分権改革の理 第一章では、今回の分権改革の 機関委任事務制度の廃止を中心とし で、今回の分権改革の成果として① 基本目標に設定したと指摘。その上 基本目標に設定したと指摘。その上 基本目標に設定したと指摘。その上 基本目標に設定したと指摘。その上 を明治維新・戦後改革に次ぐ「第

要な関連諸方策だ」と明記した。実確保策とこれを実現するめたに必らない」とした。そして、「第二次の分権改革の場合という究極目標からは、未完の第一次分権改革だ」と指摘し、「続いて第二次、第三次の分権改革を断行しなければならない」とした。そして、「第二次、第一次の分権改革の焦点は、地方税財源の充分権改革の焦点は、地方税財源の充分権改革の焦点は、地方税財源の充分権改革の焦点は、地方税財源の整理置規制の緩和廃止③補助事業の整理

ことも認識してほしい」と訴えた。 結実せるための有力な選択肢である 的な合併の推進は、こうした努力を してほしい にふさわしい自治の道を真剣に模索 だ③国・地方の危機的な財政状況を 側にも痛みを伴うが、社会再活性化 用し、自治能力を実証②自己決定 第一次分権改革の成果を最大限に活 関係者に対し①意識改革を徹底し、 民への訴え」として、地方公共団体 を払拭し自己責任・自己決定の時代 構造改革の好機と捉え、国の依存心 のため受忍しなければならない苦痛 自己責任の原理貫徹は地方公共団体 また、第二章では、これまでの勧 同時に「地方公共団体関係者や住 と要請。併せて「自主

> たものとするため、今後も監視活動 務や関与等を地方分権の趣旨に沿っ ほか、新たに設けられる法定受託事 はまだ改善されていないものがある その上で、勧告等の指摘事項の中に 分権改革の監視活動の結果を報告。 助金の削減計画の策定など第一次 ⑤国庫補助負担金の整理合理化と補 総など各種開発・整備計画の見直し 見聴取手続きの法令化等の検討④全 轄公物の縮減や関係自治体からの意 メルクマールの遵守③直轄事業・直 による法定受託事務の新設等の際の ど従前の通達の見直し②法律・政令 関与や事務の義務付け規定の排除な 告等で指摘した①法令に基づかない のための仕組み・体制が必要だと指

税源移譲で交付税は削減

だ」との方針を打ち出した。 額するなど歳入中立を原則とすべき 庫補助負担金や地方交付税の額を減 面の自由度を高める」ことを目的と 検討。 回の最終報告では、 充実を図っていく必要がある」が、 地方への税源移譲により地方税源の したのが特徴だ。このため「国から 増額ではなく「地方公共団体の財政 方の改革」というアプローチから再 た対し「国と地方の税源配分のあり 庫補助負担金の削減等に主眼を置い 税財源の充実確保策を提言した。今 改革の始動に向けて」として、地方 次いで、第三章では「第二次分権 地方公共団体の歳入・歳出の 税源移譲額に相当する国 第二次勧告が国

動

活

地方を通じた歳出抑制効果が働くた 出チェックもよりきびしくなり、 確になり、住民の身近なところで歳 により、住民の受益と負担関係が明 ていくことが必要だ」とした。これ 付けの見直しを行い、自由度を高め 法令等による歳出や事務事業の義務 ついても「国の関与の廃止・縮減や

め、国民全体の負担も軽減されると

合を相当程度高めることが望ましい の最低税率を引き上げることで、個 しつつ、税源移譲により個人住民税 の所得税が基幹税であることに留意 人所得課税に占める個人住民税の割 その上で、個別税目について①国

②地方消費税を福祉など幅広い財政 確化、基幹税の安定化、経済の活性 部分を地方消費税に組み換えること ることが適当であり、消費税の一定 化等の観点から外形標準課税の早期 は、税負担の公平性・税の性格の明 も検討すべき③法人事業税について 需要を賄う税として位置づけを高め

六地 団 体方

会長談話を発表した。 とめた最終報告について次のとおり 月十四日、 全国町村会など地方六団体は、 地方分権推進委員会のま 六

地方分権推進委員会の最終報告 について (会長談話)

するものである。 のであり、心から感謝し、 到底実現することができなかっ たも 係者各位の大変なご尽力がなければ 権推進委員会委員をはじめとする閏 期的なものである。これは、地方分 心として、地方自治の歴史に残る画 務制度の廃止、国の関与の縮小を中 今次の地方分権改革は、機関委任事 地方分権推進法のもとに行われた 敬意を表

町

活動の継続の必要性を指摘してい 課題として明示するとともに、監視 地方税財源の充実確保などを今後の した上、事務事業のさらなる移譲、 えて「第一次分権改革」として総括 最終報告は、これまでの改革をあ

> శ్ ものとなっているが、地方公共団体 後の基本的な方向を示すものとして 的な提言を行っている。これは、 革」の始動に向けてまず取り組むべ ついては、引き続く「第二次分権改 充実確保が喫緊の課題となっている にとっては、当面、巨額の財源不足 主性を高める基本的な考え方を示す で行われたため、地方公共団体の自 のである。ただ、今回の提言は、歳 め、地方税の充実を中心とする具体 き課題として、個別税目の方向を含 ところである。 への対応も織り込んだ地方税財源の 入中立という制約された前提のもと 貴重な意見であり、高く評価するも 特に地方税財源の充実確保に 今

地方財政制度全般の具体的なあり方 団体を通ずる財政構造改革において が課題となることを視野に入れ、「第 点として認識しつつ、国、 一次分権改革」のためには、 最終報告は、この点も重要な問題 地方公共 監視活

> 要であることを指摘している。 立った専門的な検討を行う機関が必 る含め、地方分権推進の観 点に

議はもとより、政府に対する勧告等 政府の他の機関から独立し、調査審 はじめとする重要課題の解決を図る 地方分権推進のための監視活動を行 要望するものである。 必要な措置を講ずるよう重ねて強く ろであり、国においては、速やかに 持するよう、既に強く要望したとこ け、引き続き地方分権推進体制を維 を行う機能を有する公の機関を設 ため、幅広い有識者から構成され いつつ、地方税財源充実確保方策を 我々も同感である。地方六団体は、

形成に向け一層努力する所存であ の成果を十分活かし、分権型社会の 上げる次第である。 尽力に対し、 めとする関係者各位のこれまでのご めるとともに、これまでの分権改革 れている。我々はこれを重く受け止 自治運営のあり方についても指摘さ また、最終報告においては、 地方分権推進委員会委員をはじ 重ねて厚くお礼を申し 地方

もある め充実を図るべき⑤環境関連税制 間接税は、国税からの税源移譲を含 導入を図るべき④たばこ税など個人 の活用により有効に対応できる分野 応も考えていくべきで、課税自主権 している役割をふまえ地方税での対 地方公共団体が環境対策に果た とした。

せて、独自課税が法人等に限定して ることには限界もある」と指摘。 発揮のみで地方税源を量的に拡充す 目となっているため「課税自主権の 方を通じて主要な税源は既に法定税 幅広く検討を求めた。なお、国・地 ほか超過課税などの活用についても 努力も必要だ」と指摘。 負担を求める傾向にも注意を促し 方税源の充実確保のため自主課税の なお、課税自主権については「地 法定外税の

り方についても検討を求めた。 のため、大幅な税源移譲が実施され の財源が減ることになると指摘。こ た場合には①新たな財政調整の仕組 を行うと団体によっては全体として み②巨大都市の地方税財政制度のあ 同時に、「歳入中立」で税源移譲

批判を踏まえて、①国による歳出や 行の財政調整は手厚すぎる」などの 力格差の是正という地方交付税制度 提言。地方交付税については「財政 のに限定しそれ以外は廃止するよう て、国庫補助負担金は真に必要なも の役割は依然として重要」としつつ、 負担金と地方交付税の削減につい 地方歳出の増大を招いている」「現 さらに、税源移譲に伴う国庫補助

4

れることも提言した。 会計を通さず特別会計に直接繰り入 た。併せて、地方交付税を国の一般 を促す仕組み について検討を求め み④地方の課税努力、税源涵養努力 合理化の要請を的確に反映する仕組 直しと重点化③行政運営の効率化・ ②事業費補正の対象事業の範囲の見 基準財政需要額の算定方法の簡素化 事務事業の義務付けの廃止・緩和と

今後の課題に六項目

を挙げた。 方自治の本旨」の具体化 民自治の拡充方策⑥憲法九二条「地 務事業の移譲⑤制度規制の緩和と住 討④「補完性の原理」に照らした事 まえた新たな地方自治の仕組みの検 ③地方分権や市町村合併の推進を踏 令による義務付け・枠付け等の緩和 築②地方公共団体の事務に対する法 地方財政秩序の分権型社会への再構 と指摘。その具体的な課題として① まだ多くの改革課題が残っている」 革を更に完成に近づけるには、 第四章では、「この未完の分権改 の六項目

では「補完性の原理」に基づき市町 指摘した。また「事務事業の移譲」 実性を帯びてくる可能性がある」と 治制度に関する様々な提言がより現 直しも視野に入れた「新たな地方白 方公共団体の都道府県のあり方の見 村のあり方にとどまらず、広域的地 ては基礎的地方公共団体である市町 うち「新たな地方自治の仕組み」 都道府県、 市町村合併の進捗具合によっ 国の相互間の事務事

> 方分権一括法で新たな「立法原則」 的検討課題になるとした。このほか、 与えることも第三次分権改革の中心 組織形態や住民自治の仕組みを自由 等による画一的な制度規制の緩和も 団体の組織形態に対する地方自治法 りうるとの考えを示した。さらに、 府県、都道府県から国への移譲もあ 譲だけでなく、逆に市町村から都道 国から都道府県、市町村への事務移 業の分担関係の見直しを提言。特に、 行機関のあり方など地方公共団体の には、地方議会議員の選挙制度や定 真剣に議論すべきだとした。 具体的 地方自治の本旨」については、地 に選択できる権能を地方公共団体に 解釈・運用原則」(地方自治に関す 住民自治の拡充策」では地方公共 地方議会と首長の権限関係、 執

引き続き分権改革に取り組むよう要 後も、専門的な検討機関」を設置し、 改革の監視と第二次分権を始動させ も加える 局には地方公共団体からの派遣職員 ては①独立の事務局を設置②同事務 請した。併せて、同後継機関につい るため、地方分権推進委員会の解散 まえて「おわりに」で、第一次分権 最終報告は、以上の提言などを踏 ことも求めた。

(自治日報社 井田正夫)

分権型社会の創造:その道筋 地方分権推進委員会 最終報告の概要

はじめに (略)

後の調査審議等の経緯 総理大臣からの要請に対する延長

革を回顧して(抜粋) 第一次地方分権改

拡大) の自己決定・自己責任の自由領域の を対等協力の関係へ変革、地域社会 画一から多様へ (国・県・市町村 分権改革の理念・目的

①団体自治の拡充 二、分権改革の主要な成果

に主眼 ②広い意味での関与の縮小廃止方策

②必置規制の緩和廃止 (機関委任事務の廃止) ①通達等による関与の縮小廃止

障をより一層確固たるものにするに 価する一方、「分権型社会の制度保 えるなど) が盛り込まれたことを評 る法令は国と地方の役割分担を踏ま

に具体化する必要がある」とした。 は、この種の立法原則を一段と豊か

三、未完の分権改革 第二次分権改革の焦点は、 の緩和 ③補助事業の整理縮小、 補助条件 地方税

四、地方税財源問題の経緯と委 員会の基本姿勢 委員会の目的意識 = 地方税収入と

歳出の乖離の縮小。

るために必要な関連諸方策。

財源の充実確保方策とこれを実現す

係の構造改革なくして国と地方を诵 高めることが目的、 を前提、②地方の財政面の自由度を 委員会の基本姿勢 = (①歳入中立 ③国と地方の関

ずる財政再建なし)

住民への訴え 五、地方公共団体の関係者及び

の実証を)。 限活用し、地方公共団体の自治能力 徹底 (第一次分権改革の成果を最大 ①地方公共団体関係者の意識改革を

任の貫徹を。 (2)地域住民による自己決定・自己責

地域住民に問いかけ、 ③行政サービスの取捨選択の方途を の削減を。 徹底した歳出

④男女共同参画社会の実現に向けた

更なる自覚的努力を ⑤住民への訴え

(その後の監視活動の結果報 告と要請)(抜粋) 完全実施を求めて 第一次分権改革の

定の排除) 基づかない関与や事務の義務付け規 従前の通達等の見直し (法令に

二、法律・政令による法定受託事務 の新設等 (メルクマールの遵守)

体からの意見聴取手続の法令化の検 準の法令への明示、関係地方公共団 三、直轄事業・直轄公物の縮減 (基

四 化、計画策定の際の地方からの意見 聴取手続の仕組み) 総と地方団体の施策の関係の法制 各種開発・整備計画の見直し(全

補助金の削減計画の策定) 結果の適切な方法による明記、 当面の地方税源の充実確保策 (区分 国庫補助負担金の整理合理化と

個別法に関する諸点(廃棄物処

ら、地方税収入の割合を高めていく

政 策

ものに限るという方向が、望ましい に係る国庫補助負担金は真に必要な な財政調整制度で対応し、個別事業

方向である。

②歳入面での自由度を増す観点か

②わが国は、

国・地方を通ずる長期

(4)なお、地方分権時代の行政の主役

要がある。

地域社会の存立という理念にも配慮 団体が出ることが予想されるため、 限の行政水準さえ賄えない地方公共 ては、自主税源だけでは地域の最小

し、財政調整制度を活用していく必

的視点 理法) が必要 の相当部分は当該地域からの税収で 公共団体の施策の実施に必要な財源 関係を強化することができる。 地方 の割合を高めることで受益と負担の に占める一般財源、 基本的に歳入の質を第一に考え、歳 が必要であるが、歳入面に関しては、 ためには、歳入・歳出両面の見直し いくべきである の観点から、その充実確保を図って 受益と負担の対応関係の明確化など と地方税収との乖離の縮小、住民の 等で述べたように、地方の歳出規模 更に推進するため、 関する基本的方向 七、監視活動のための仕組み・体制 入面での自由度を増し、地方歳入中 一、地方税源充実への取組 始動に向けて いての提言 地方歳出と地方税収の乖離縮小の 地方税源については、地方分権を 地方税財源充実確保方策につ 地方税財源充実確保の 第二次分権改革の 特に地方税収入 既に第二次勧告

みに

基本

える。 歳入中立を原則とすべきであると考 額に相当する国庫補助負担金や地方 必要があり、その際には、 により地方税源の充実を図っていく ためには、国から地方への税源移譲 えない前提で地方税源の充実を行う 現在の租税負担率に制度的変更を加 るものではない。国・地方を通じた 歳入の量自体を増やすことを意味す らしても、必ずしも地方公共団体の しい財政状況等を踏まえた観点に照 ことは、現在の国・地方を通ずる厳 交付税の額を減額するなどにより、 税源移譲

由度を併せ増やしていくことが地方 由度を高めていくことが必要であ の義務付けの見直しを行い歳出の自 縮減や法令等による歳出や事務事業 歳出についても、国の関与の廃止・ ③また、歳入面の見直しと併せて、 分権の実現にとって不可欠な要素で り、これにより歳入・歳出両面の自

すべき事項 二、地方税源充実の理由と考慮

しては、 社会の活性化も、こうした自立性を 挙げられる。 度設計の選択が迫られていることが の中で、自立性を高める方向での制 地方税源の充実を必要とする背景と とになる。 高める制度改革により促進されるこ ①このように地方の自主財源である 画一から多様へという流れ また、真の意味の地域

財政力の弱い地域には一般的

国全体の資源配分も適正化されてい 地方税源をより多くすることで、 国全体の資源配分という観点から 現が大きな課題となっている。また、 財政環境にあり、 など、国・地方ともに極めて厳しい 債務残高が平成十三年度末で六百六 くものと考えられる。 益と負担の意識が高まり、その結果 仕組みの構築が必要とされている。 焉、少子高齢化の進行を考えれば た場合、右肩上がりの経済成長の終 わが国の置かれている経済環境を見 十六兆円に達することが見込まれる 新たな国・地方間の財政関係の 財政構造改革の実

て見直しの必要性はあるにせよ、そ のコストについて社会全体で支える ③他方で、障害者福祉、生活保護 サービスのあり方に反映されやすい 揮により、住民の声が地域の行政 政面の自己決定権の拡充及びその発 る福祉水準をいかに効果的に達成で 基準を定めるべきかという点につい 仕組みができあがることにもなる。 が活発化することになる。 また税財 きるかという自治体間の知恵の競争 を明確化するほど、地域で求められ 義務教育など国がどこまで画一的に 行政サービスの受益と負担の関係

ある。 中で、 改革 財政全体としては、 ₹ శ్ఠ 公共事業の拡大や減税に対す

好評です。ピーターラビット通帳。

べき分野もある。また、地域によっ





菱信託銀行

本 店電話03-3212-1211

併せて必要であることはもちろんで さわしい行政体制を整備することが 及び行政改革の推進等により、新し も、少子高齢社会を迎える中、合併 である地方公共団体の側において ても更なる厳しさが求められてい い時代の地方自治の担い手としてふ 地方税源の充実と財政構 また、地方行財政運営につい 個々の 诰

地方公共団体の財政事情について の取組みによる場合もあるが、地方 ①地方財政の急速な悪化は、 個々の地方公共団体の財政運営 国の経済政策の

村

特に重視していく必要があると考え

⑷以上のような観点を踏まえ、

地方

政 策

の手段だといえる。 ずる行財政全体の構造改革にとって ェックがより厳しくなることもあっ も重要な要素であり、 税財源の地方分権は、 軽減されることになる。したがって、 果が働き、国民全体の負担もむしろ 方税財源の確保方策の基本的目的 ②今回委員会で検討の対象とした地 国・地方を通じての歳出抑制効 収入の質の転換を図ることによ 収入の質の転換を図ることにあ 地方の収入を増やすことではな 住民に身近なところで歳出チ 国・地方を通 むしろ不可欠

(3) なお、 す際には地方税源への配分について 等を踏まえつつ、租税負担率を見直 地方の役割分担のあり方、財政状況 地方税収の乖離の縮小、今後の国と 役割の重要性等に鑑み、地方歳出と おいて地方公共団体が果たしていく いく必要があるが、今後二一世紀に 財政構造改革の議論の中で検討して 源不足の解消方策について、今後、 に検討しておく必要がある。 論等との整合性も踏まえつつ、十分 項などについて、財政構造改革の議 実の選択肢とそれに対応する留意事 討に当たり、少なくとも地方税源充 その意味で、今後その具体策の検 国・地方を通ずる構造的財

Ⅱ 地方税源の充実策

る

一、地方税充実確保の方向

系構築が必要である。
(1)地方税源充実は、税源の偏在性が 地域的偏在の少ない地方税体 でも、地域的偏在を抑制するため にも、地域的偏在を抑制するため にも、地域的偏在の少ない地方税体

る。 (2)この場合、地方公共団体の自己決定、自己責任の拡充及びその発揮を定、自己責任の拡充及びその発揮を定、自己責任の拡充及びその発揮を定、自己責任の拡充及びその発揮を定いして、地方公共団体の自己決

地方税の基幹税目の充実に当たった。地方税の基幹税目の充実方策を検討ては、個々の税目の充実方策を検討することが必要であり、実際にそれすることが必要であり、実際にそれのかが重要な課題である。

③三千三百弱の地方公共団体のうち、不交付団体が数えるほどしかなち、不交付団体が数えるほどしかないということは、現在の地方自主財が、一方でその具体的目標数値を計が、一方でその具体的目標数値を計が、一方でその具体的目標数値を計が、一方でその具体的目標数値を計が、一方でその具体の目標数値を計をある。また、不交付団体数の目標設定も困難ではあるが、少なくとも、できるだけ不交付団体の数が増加するような姿が望ましい。

向が必要であると考える。について次のような具体的充実の方分権を更に推進するため、個別税目

(個人住民稅)

準についても、過大な負担とならな 地域社会のコストを負担する仕組み 税ベースの拡大により、広く住民が のより比例的な税率構造の構築と課 が望ましい。その際には個人住民税 税の割合を相当程度高めていくこと り、個人所得課税に占める個人住民 の最低税率を引き上げることによ 下で、税源移譲により、個人住民税 どを担う基幹税であることに留意し いよう配慮しつつ、見直しを図る必 とすべきである。また、均等割の水 税負担に変更を加えないとの前提の つつ、全体としての個人所得課税の なる充実を図るべきである。 は、国の所得税が所得再配分機能な 方の個人所得課税のあり方について 市町村にとっての基幹税目として更 個人住民税については、都道府県 国・地

地方消費税)

地方消費税については、今後の消費税のあり方の議論の中で、福祉をはじめとする幅広い財政需要を賄うの充実を基本に検討することが適当である。この場合、地方交付税原資である。この場合、地方交付税原資である。この場合、地方交付税原資である。ことも検討すべきである。ことも検討すべきである。

有と市町村の行政サービスとの間に 固定資産税については、資産の保

、 支える基幹税目であり、引き続きそれのであるとともに、市町村財政をいう地方税の基本的性格を具現したのでまり、応益性とのであり、応益性とのであり、応益性とのであり、応益性とのであり、応益性とのであり、

(法人事業税)

の安定的確保に努めていくべきであ

法人事業税については、税負担の 法人事業税については、税負担の 公平性、税の性格の明確化、基幹税 の安定化、経済の活性化等の観点から、外形標準課税の導入が必要であり、昨年十一月自治省から提示された具体案は、課税標準として法人の 生み出す付加価値を的確に捉え、現在の所得課税に比べ、薄く、広く、公平な課税を図ろうとするもので おって、現行の所得課税よりも優れ でいる。今後、これまでの議論を参考にしつつ、外形標準課税の早期導 考にしつつ、外形標準課税の早期導 考にしつつ、外形標準課税の早期導

個別間接税)

(環境関連税制)
含め、その充実を図るべきである。税源であり、国税からの税源移譲をては、偏在が少なく地方税になじむては、偏在が少なくの個別間接税につい

税措置が可能となること、さらに消課税される場合に、用途に応じた課調を踏まえた対応が必要であり、地球環境問題についても、地方公共団体が地間のでいること、流通・消費段階では温暖化対策の面でも相当な役割を担っていること、流通・消費段階では、地方公共団体が地質に当たっては、地方公共団体が検討に当たっては、地方公共団体が大調を踏まえた対応が必要であり、地域では、地方を通じた環境関連税制の国・地方を通じた環境関連税制の国・地方を通じた環境関連税制の

政 策

までもない ように努める必要があることは言う する十分な説明を行い、理解を得る を十分に踏まえ、 負担の公平等の租税原則等との関係 た、独自課税を検討する場合にも、 いう傾向には留意が必要であり、ま を法人等に限定して負担を求めると

に対応できる分野もあると考えられ の対応も考えていくべきである。ま されること等の観点から、地方税で 費者へのインセンティブ効果が期待 課税自主権の活用により、

第2361号

過課税などの活用についても幅広く 課税についは、法定外税のほか、超 課税の努力が必要である。 この自主 法定税の充実を図るとともに、自主 (1)地方税源の充実・確保のためには、 課税自主権の尊重と租税原則

検討していくべきである。

ば び起こす契機ともなる側面を考えれ 運営に対する住民の参加と関心を呼 税源の充実が、地方公共団体の行政 である。地域の特色を踏まえた独白 が行われるという意義も評価すべき 益と負担の関係をより意識する議論 者を含めた関係者の意見を聞き、受 ついては、制度立案の過程で、納税 ことには限界もあるが、独自課税に 揮のみで地方税源を量的に拡充する 税目とされており、課税自主権の発 国・地方を通じ主要な税源は法定 地方独自税源開拓の意義は大き

②自主課税の実施に当たって、 納税義務者等に対 対象

Ξ 地方税務執行面の機能の充実

強化するための研修・執行機能の充 実についても検討を行っていくべき である。 今後の地方税源充実を考えるに当 地方税務執行面のサポートを

する偏在問題 地方税源充実に伴い発生

 \blacksquare

で異なってくる。 中立の下でも設定条件の置き方次第 もちろん個々の団体の増減は、歳入 ての財源が減るということになる。 る結果、 外の団体に回る収入が減ることとな うこととすると、財政力の高い団体 る。歳入中立の前提で税源移譲を行 ごとの税収の偏在は大きな問題とな に帰属する税収分についてはそれ以 地方税源の充実を行う場合、 団体によっては、 全体とし 地域

期待できる。 より税収の偏在が緩和される効果も 税源移譲を考えることが重要であ ものとする必要がある。税制面にお であるが、できるだけ偏在の少ない る程度地域的に偏在するのは不可避 ②税源移譲による地方税の増収があ いては、偏在の少ない税目を中心に また法人事業税の外形標準化に

どの検討も今後考える必要がある。 え、税源移譲の規模によっては、さ 従来の財政調整制度による対応に加 ③また、財源面の格差については、 大都市の地方税財政制度のあり方な 新たな財政調整の仕組み、巨

当該事務事業の実施が必要な場合に

ることを原則とした上で、引き続き

に限定し、それ以外のものは廃止す

り替えていくべきである。

そのうち

Ιţ

所要の財源を地方一般財源に振

等の改革 国庫補助負担金、地方交付税 国・地方税源充実に対応する

基本的考え方

すべきである。 財源である国庫補助負担金を対象に たっては、 の地方への移転的支出の削減に当 る。そして、地方税源充実に伴う国 地方自治を可能ならしめるといえ 充及びその発揮こそが真の意味での 拡充には、地方税額の充実を図る一 入・歳出の両面での自己決定権の拡 付けの廃止・縮小が必要であり、 法令等による歳出、事務事業の義務 方で、地方歳出に対する国の関与や 税財政面での地方の自己決定権 まず国の関与の強い特定

国庫補助負担金の改革の方向

れてきている。 の行政需要に合致しないものも行わ の乖離により、 発生させており、 の所在の不明確さなど様々な問題を 担金は、コスト意識の希薄さや責任 は認められる。一方で、国庫補助負 (1)国庫補助負担金を通じて、これま ムの行政水準を浸透させてきた効果 で 全国くまなくナショナルミニマ 中には必ずしも地域 また、受益と負担

選ぶなら東洋の

元金保証 安全•確実



<収益満期受取型>●2年・5年●1万円単位●設 定日から1年以上たてば、中途換金も可。

銀行

本店 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1の4の3 ☎03(3287)2211

あなたの思いを カタチにします。

②国庫補助負担金は真に必要なもの

・ドローン・住宅ロ・

住友信託銀行

資料をご希望の方は、電話でご請求ください。テレフォンバンクセンター 🚾 0120-780-890 **音声ガイドにしたがってお客様サービス ⑨ ➡資料のご請求 ②を押してください。** オベレータが資料請求をうけたまわります。受付時間(銀行休業日を除く 月~金曜日)

政 策

8

大幅な整理も視野に入れるべきであ の重点化を図っていく必要があり、 象となる分野の限定、あるいは事業 地方の役割分担を整理する中で、対 ある。国庫負担金については、国と 等に沿って整理合理化を行うべきで 国庫補助金については、第二次勧告

効果をもたらすことが想定される。 を通じた行政のスリム化にも大きな 縮減、簡素化等が図られ、国・地方 理化により、各種補助金関連業務の ③国庫補助負担金の抜本的な整理合 きである。 幅拡充などについても広く検討すべ

地方交付税の改革の方向

存立基盤を守ってきた。 うにし、その結果として地域社会の 全国どこで生活しても享受できるよ た一定水準の行政サービスを国民が ②これまで地方交付税は、国で定め 然として重要であると考えられる。 るという地方交付税制度の役割は依 ることから、財政力の格差を是正す 財政力の格差が拡大する可能性があ れるが、地域間の税源の偏在により、 付税の総額は減少することが見込ま 下での地方税の充実に伴い、地方交 (1)税源移譲による歳入中立の前提の

を大きく縮小すべき、あるいは現行 いかとの指摘がなされ、地方交付税 方歳出の拡大を招いているのではな 負担の間の緊張関係が損なわれ、地 その一方で、行政サービスと自己

第2361号

指摘が行われている。 手厚すぎるものとなっているので、 の地方交付税制度による財政調整は レベルに留めるべきではないかとの 人口一人当たりの税収格差の是正の

体として検討していかなければなら 等による国の関与の廃止・縮小と一 や事務事業の義務付け、補助負担金 地方交付税の総量の縮小や配分基準 当たりの税収格差是正では不十分で ずしも人口比例ではない以上、一人 することであり、この財政需要は必 の簡素化の議論は、法令による歳出 あるという問題がある。このため、 付税の主要な機能は、国が法令や予 算により定めた政策を財源的に担保 これらの指摘に関しては、地方交

て、包括交付金化、

統合補助金の大

国庫補助負担金の内容の改善とし

税の算定については、次のような見 ③このような観点を踏まえ、社会経 直しが必要であると考えられる。 済情勢の変化に対応して、地方交付

国による歳出や事務事業の義務付 べきである。 の一層の簡素化等の見直しを図る 定方法のあり方の検討を行い、そ する方向で、基準財政需要額の算 の自主的・主体的な財政運営に資 地域の実情に即した地方公共団体 けの廃止・緩和を進めるとともに、

いくべきである。 は、対象となる事業の範囲を見直

行政運営の効率化・合理化の要請 を的確に反映するよう見直しを図

である。

兀

事業費補正による算定について 特に必要なものに重点化して

るべきである

地方の課税努力、税源涵養努力、 すような仕組みの検討を行うべき 独自税源充実の自助努力を更に促

付税の性格を明確化するために、 点から問題があるとの意見もある 覧性ある形で示す必要がある等の観 般会計において主要税目の状況を 繰り入れる措置については、国の一 整理資金から地方交付税特別会計に (4)また、地方交付税について、 の際検討を行うべきである。 が、地方の固有財源としての地方交 一般会計を通すことなく、国税収納 国の

地方債資金の円滑な調達

あると考えられる。 の問題についての検討が今後必要で 地方債の共同発行機関の重要性が増 らの税財政面での地方の自己決定権 していくものと考えられるので、 を安定的・円滑に調達できるよう、 の拡充に伴い、地方公共団体が資金 地方税源の充実確保によるこれか そ

今後の検討に当たって

国による地方への歳出や事務事業の 造改革の際に実施することになるも 実的には、国・地方を通ずる財政構 には、国と地方の事務配分のあり方 しておく必要がある。そしてその際 の整合性も踏まえつつ、十分に検討 について、財政構造改革の議論等と 択肢とこれに対応する留意事項など おり、少なくとも地方税源充実の選 のとも考えられるが、既に述べたと 地方税源の充実策については、

> ある。 政制度全般について、画一から多様 かつ専門的な検討を行う場が必要で 地方分権推進の視点に立った具体的 へという時代の流れを踏まえつつ、 義務付けのあり方も含めた地方行財 分権改革の更なる

飛躍を展望して 第四章 分権改計

をこれから更に完成に近づけていく どまっている。この未完の分権改革 題が残っている。 ためには、まだまだ数多くの改革課 第一次分権改革というべきものにと 改革は、既に第一章で述べたように、 委員会が推進してきた今次の分権

考える。 の六項目に整理することができると これらを大きく分類すれば、以下

地方財政秩序の再構築

型社会にふさわしい新しい姿に再構 築することである。 まず第一に、地方財政秩序を分権

もに、地域住民から見てもその受益 体の財政運営の自由度を高めるとと の領域にまで推し広げて地方公共団 構造に改めることをもって、改革の と負担の関係が分かりやすい税財政 決定・自己責任の原理を地方税財政 いる基本的な方向、すなわち、自己 方財政秩序を再構築していくために 大方針としなければならない。 分権型社会にふさわしい新しい地 今回の委員会の提言に示されて

税の税源配分を改め、 このためには、現行の国税と地方 地方公共団体

し、行政サービス水準と地域住民の を含む課税自主権を積極的に行使 地方税収入についてその税率設定権

地方公共団体は、自主財源である

地方公共

政 策

るには、 付け等の緩和する法令による義務付け・枠Ⅱ 地方公共団体の事務に対 ついで第二に、地方分権を実現す ある事務事業を実施するか

わが国のこれまでの地方自治は、国 住民に問いかけていくべきである。 地方税負担のバランスの当否を地域

の自治」 らない。 入に、 方自治は、地域住民にどれだけの地 あるが、これからの分権型社会の地 出の自治」にのみ専念してきた観が 政サービスに配分するかという「歳 追加した歳入の総額を、 交付を受けた国庫補助金収入などを 収入や国庫負担金収入、国に申請し の標準税率で課税して得た地方税収 の地方税法に定められた法定税をそ 万税負担を求めるのかという 「歳入 国から配分される地方交付税 まで含むものでなければな いかなる行

国の法令による事務の義務付けや事 的経費の縮減を図らなければならな する方策の一環として地方交付税の 団体には単独事業を行う余裕がな 国から義務付けられている事務の執 大幅な減額を行おうとすれば、 開することは不可能になる。 なりかねない。これでは、 行経費に充当せざるを得ないことに さらに、国からの依存財源を縮減 そのためには、これに先立って 独自の個性的な自治体政策を展 地方公共

減を図る方途を探っていく必要があ 財源であるところの地方交付税の縮 ついで使途の特定されていない一般 の国庫補助負担金の縮減を優先し、 使途の特定された財源であるところ い。その際、依存財源のなかでも、 だけ縮減していかなければならな に依存した依存財源の規模をできる して、その反面で国からの財政移転 の自主財源である地方税収入を充実 和していくことである。 団体の事務に対する国の個別法令に そが最も重要であるため、 団体の自主的な判断に委ねることこ よる義務付け、枠付け等を大幅に緩 ないかの選択それ自体を地方公共

等を大幅に緩和する必要がある。 ずに終わっている。地方公共団体の 和については、ほとんど全く手付か 執行方法や執行体制に対する枠付け による事務の義務付け、事務事業の 変えていくためには、国の個別法令 事務を文字どおりそれらしいものに 方法や執行体制に対する枠付けの緩 る事務の義務付け、事務事業の執行 等 (法律・政令・省令・告示) によ に緩和したことであるが、 つは、国の通達等による関与を大幅 また、自主財源である地方税収入 第一次分権改革の主要な成果の 国の法令

なれば、地方税収入はこれをすべて が縮減され、しかも国による事務の ても、その反面で国からの依存財源 をこれまで以上に充実確保したとし 義務付けは従前どおりに続くことに

うれしい人がそこにいるから。 iモードで届けませんか? 街の行政情報。

全国自治体ポータルサイト「テレモi情報」。 地域住民との新しいコミュニケーションツールです。

「テレモi情報」は、NTTドコモiモード公式サイトとして、昨年12 月4日にサービスを開始しました。コンテンツの中心は、自治体の 行政情報。各自治体で発行されている広報誌の内容をカテゴリ 一別に分けて提供できるほか、道路交通情報や気象・災害情報 をリアルタイムで配信します。「テレモi情報」には、すでに主要46 都道府県市(2000年12月現在)が参加し、今後も多くの自治体が参加 を予定しています。また2001年春より、AUやJフォンなど他キャリ アでのサービスも開始予定。地域住民への親密なコンタクトを可 能にする「テレモi情報」を、御自治体でもぜひご活用ください。

お申し込み・お問い合わせは

203-5489-3800

株式会社 日本文字放送 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町7-13



イメージキャラクター「ブルル」 @PADI Corporation

政 策

められるものだからである。 得るものであり、不断の見直しが求 時代時代の社会状況によって変わり す必要がある。その判断基準はその 個別行政サービスごとに厳しく見盲 ナショナル・ミニマムとは何かを、 でも一律に最低限度確保されるべき 不可欠である。それには、全国どこ る枠付け等を大幅に緩和することが 務事業の執行方法や執行体制に対す

自治の仕組みに関する検討の推進を踏まえた新たな地方Ⅲ 地方分権や市町村の合併

検討を深めることである。 様々な提言の当否について、 ている新たな地方自治制度に関する める観点から各方面においてなされ 地方公共団体からなる現行制度を改 現行の都道府県と市区町村の二層の 州制論、連邦制論、廃県置藩論など、 併の帰趨を慎重に見極めながら、道 に基づいて進められている市町村合 する法律 (昭和四十年法律第六号) 限法である市町村の合併の特例に関 第三に、平成十七年三月までの時 改めて

の間に概ね成立していたと理解して いたためであった。 議の過程で、その旨の合意が関係者 方分権推進法の制定に至るまでの論 することを基本方針としていた。地 制の下で可能なかぎりの分権を推進 地方自治制度を前提にして、この体 際は一時棚上げにし、当面は現行の ていたいわゆる「受け皿論」をこの 制定以前の段階において隆盛を極め 委員会は当初、地方分権推進法の

> 政体制の整備及び確立方策の重要な 府内で合意が得られる見通しが立っ ら機関委任事務制度の全面廃止が政 べしとする声が各方面で高まるばか 策を勧告したところである。 村の自主的な合併の積極的な促進方 た時点で、 第一次勧告を提出した時点、すなわ りであった。そこで委員会としては、 ては分権改革と同時並行して推進す こととし、 一環として調査審議のそ上に載せる しかしながら、市町村合併につい 第二次勧告において市町 市町村合併問題を地方行

する必要に迫られるのではないか。 ば、地方自治制度の将来像を明確に が次の第二次分権改革から更に第三 る可能性がある。そして、分権改革 様々な提言がより現実性を帯びてく のあり方にとどまらず、広域的地方 は基礎的地方公共団体である市町村 次分権改革へと発展する段階になれ ような新たな地方自治制度に関する の見直しも視野に入れた先に述べた 公共団体としての都道府県のあり方 るのかによるが、その帰趨によって に市町村合併がどの程度まで進捗す これから平成十七年三月までの間

事務事業の移譲

移譲を更に推進することである。 及しつつある「補完性(subsidiarity) 業の分担関係を見直し、事務事業の 村、都道府県、国の相互間の事務事 の原理」を参考にしながら、市区町 第四に、ヨーロッパ先進諸国に普

次分権改革では事務事業の移譲方 すでに第一章で述べたように、第

第2361号

世界地方自治宣言では、事務事業を (IULA) がその世界大会で決議した 策の側面ではあまり大きな成果を上 政府間で分担するに際しては、 地方自治憲章や国際自治体連合 ロッパ評議会が制定したヨーロッパ げられなかった。しかしながら、ヨー の原理」の考え方が謳われている。 みを担うものとするという「補完性 も担うにふさわしくない事務事業の 自治体を優先し、国は広域自治体で 基礎自治体を最優先し、ついで広域 わが国の事務事業の分担関係をこ まず

のである。 の分担関係を適正化することにある が、分権改革の真の目的は事務事業 務事業も存在しているのではないか がふさわしい事務事業がまだまだ少 都道府県から市区町村へ移譲した方 の移譲にのみ目を向けがちである 務事業の地域住民に身近なレベルへ と思われる。分権改革というと、 した方が状況変化に適合している事 都道府県へ、都道府県から国へ移譲 ではともかく今後は、市区町村から なからず存在している一方、これま 検してみれば、国から都道府県へ、 の「補完性の原理」に照らして再点

治の拡充方策 制度規制の緩和と住民自

である。 が妥当なのか、 度規制をどの程度まで緩和すること する地方自治法等による画 ζ 第五に、住民自治の拡充方策とし 地方公共団体の組織の形態に対 真剣に議論すること 一的な制

> 少数にとどまった。 を直接の目的にした勧告事項はごく 件であると考えてきた。その結果、 そ住民自治を拡充するための先決要 もまた、団体自治を拡充することこ 旨のものは皆無に近かった。委員会 共団体の組織の形態に関する画一的 第一次分権改革では住民自治の拡充 な制度規制の緩和を求めるような趣 た改革要望事項のなかには、地方公 地方六団体から委員会に提出され

発想が窺われる。 地方公共団体に与えるべきだとする 治の仕組みを自由に選択する権能を 団体の組織の形態やその他の住民自 すなわら、地方議会議員の選挙制度 Charter System)に類似した発想、 られる自治憲章制度 (Home Rule 及び定数、地方議会と首長の権限関 この種の動きのなかには、米国に見 ざす動きが一部に現れ始めている。 基本法の制定を提唱する動きや地方 公共団体で自治基本条例の制定をめ しかしながら、最近は、地方自治 執行機関のあり方など地方公共

ಶ್ಠ 課題になるのではないかと見込まれ 声は次第に強まるのではないか。第 状況においては、地方自治方等によ 自治の拡充方策が最も中心的な検討 三次分権改革では、 る画一的な制度規制の緩和を求める わが国の地方分権が更に進展した おそらく、住民

地 方自治の本旨」 の 員

最後に、 憲法第八章第九十二条の

皆無である。

かも、その冒頭の第九十二条で

政 策

りしてから折返し御送金ください

永田町1·11·35全国町村会広報部 〒一〇〇 〇〇一四 東京都千代田 広報部へお申し込みください 年間 話番号をお書きのうえ、全国町村会

部千五百円

料金は請求書をお送

「町村週報」の購読を希望される方

●町村週報の購読

八ガキに住所、氏名、職業、電

及び自立性が十分に発揮されるよう に当たって、 に関する制度の策定及び施策の実施 された新地方自治法の第一条の二に のたびの地方分権推進一括法で改正 み重ねられてきた。そしてまた、こ を重視する憲法解釈がさまざまに積 べく、「地方自治の本旨に基いて」 て、この条項の元来の主旨を生かす 憲法解釈ではあり得ないのであっ かねない。もとより、これは正しい ねられているかのような誤解を招き の制度設計はあげて国会の立法に委 されていることから、地方自治制度 基づいて、法律でこれを定める」と に関する事項は、地方自治の本旨に は、「地方公共団体の組織及び運営 国として、 地方公共団体の自主性 地方公共団体

独立の事務局設置等

を規律する基本原則を定めた条項は ていない。 らせば、そのごく一部しか定められ められている地方自治の諸原理に昭 けられておらず、先のヨーロッパ地 ず、この第八章には第九十二条ない を向けなければならない。何よりま たことはまことに画期的なことで るものにする方策を構想することで し、分権型社会の制度保障を確固た 八章には地方公共団体の税財政制度 方自治憲章や世界地方自治宣言に定 し第九十五条のわずか四か条しか設 地方自治の本旨」 憲法に第八章地方自治が新設され しかし、その限界面にも目 一例を挙げれば、この第 の内容を具体化 いては、

あった。

おわりに (略)

専門的検討機関の設置 (監視活動と 全実施達成に貢献 二、第二次分権改革の始動のための 方税財源の確保方策 監視活動が第一 次分権改革の完

釈・運用原則が新たに織り込まれ、 めるなど、いわゆる立法原則及び解 切な役割分担を踏まえるべき旨を定 た第二条第十一項及び第十二項にお われてきている。 かにする方向でそれなりの努力が払 の規定は、 にしなければならない旨を定め、 地方自治の本旨」の意味内容を豊 地方公共団体に関する法令 国と地方公共団体との適 ŧ

段と豊かに具体化していく必要があ 度保障をより一層確固たるものにす 分権改革に託された究極の検討課題 なのであろうか。これこそ、 れはどのような立法形式によるべき るのではないか。そうであれば、そ るには、この種の立法原則を更に 全なのであろうか。 分権型社会の制 であろう。 しかしながら、はたしてこれで万 将来の

害保険·生命保険

全国町村会総合賠償補償保険制度 全国町村会特定疾病保険制度

取扱い代理店

(引受保険会社)損 保 = 損害保険会社22社 = アリコ・ジャパン 生 保

全国町村会館西館内 本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 ☎ 03-5512-4726(代)

宮城 022(275)0891 石川 076(229)1335

福島 024(558)2980 **営業所(全国**26**か所)** 千葉 043(227)2328 神奈川 045(453)7663 北海道 011(272)8677 山梨 0552(37)7558 青森 0177(38)2915 新潟 025(283)5650

長野 026(285)4764 岐阜 0584(73)2761 愛知 0566(81)2072 三重 059(223)2808 奈良 0744(29)8281 島根 0852(37)2163 佐賀 0952(29)3145

岡山 086(245)4833 広島 082(844)1067 山口 083(928)7886 徳島 088(624)1603 福岡 092(632)9714

長崎 095(823)9583 熊本 096(359)1766 宮崎 0985(32)2789 鹿児島 099(206)1019 沖縄 098(862)2627

随 想



業生産を誇ります。 培を中心に、県下でも指折りの農 とする果樹や畜産、 展してきました。 わが町は、 から多くの人に親しまれています。 城・妙義と共に上毛三山として古く 榛名富士を頂点に南麓に広がる 町名の由来になっている榛名山 群馬県の中西部に位置し、赤 農林業を基盤として発 梅・梨をはじめ 椎茸などの栽

もつ榛名の一端をご紹介します。 ます。豊かな自然と様々な表情を 町営宿舎『ゆうすげ元湯』もあり の町でもあります。 て多くの人々に親しまれている榛 有する榛名神社、春夏秋冬を通じ 湖畔には、 榛名富士に代表される観光 榛名の春は、 天然温泉も湧出し、 特産の梅の

> えることはありません。 花と、夏まで町内全域から花の絶 次いで桜さらに桃・プラム・梨の く咲き薫るさまは壮観です。 ンクのカーテンを張り巡らした如 の梅の木が栽培され全町に白とピ 梅に

里でもあります。 り広げられ、真冬の一時を除いて、 の花づくり運動が全町くまなく繰 ンクール最優秀賞に輝く町長寿会 加えて平成十二年群馬花トピアコ はじめ、まさに百花繚乱、 ためそれに次ぐ花が間断なく綻び 湖とくだものの里、榛名は花の 特に今年は、 梅の開花が遅れた これに

また、一方では千年余の歴史を

下がり、榛名山上の紺碧の空に、 れる所以です。カンカン照りの昼 は、日本でも有数の雷の発生地と 特に雷雨は豪快です。 われています。 榛名の夏は男性的です。 上州名物といわ 榛名山上空

第2361号

開花にはじまります。

約十二万本

ます。 までの蒸し暑さを忘れさせてくれ やんで、もとの青空に戻り、 降りかかります。 小半時もすると 光りと共に雷鳴轟き、篠突く雨が うちに一天にわかにかき曇り、 立ちのぼる光景は圧巻です。 突如真っ白の入道雲がモクモクと

いわれています。 になぞらえて、そう呼ばれたとか されるから、身ぐるみを剥ぐ山賊 ずぶ濡れにして着替えを余儀なく ばねる間がないからだとか、全身 ました。刈り取った麦を三束とた は、峠のさんぞく雨といっており 降り出すのが早く、山麓の村々で 雷雲が発生した時は、異常に雨の 西方浅間山から碓氷峠にかけて、 の底に響きます。また、 鳴が周囲の山々にこだまして、 特に、榛名湖畔での夕立ちは雷 榛名山の 腹

> けます。 れられ、

各学校の校歌にこの情景がとり入 がゆきます。 榛名山を望む県内の

唄われているのもうなず

吹く風はなんとなく秋めいてきま の上の方へ向って行くのと逆です。 に下ってきます。桜前線が麓から山 『秋』 榛名の秋は山頂から徐々 八月土用を過ぎると榛名湖畔に 赤トンボが群をなして飛び交 秋の草花が咲き競います。

は大変な賑わいを見せます。 日曜日、榛名湖畔での、梨まつり」 梨も熟しはじめます。 八月最後の 生産量を誇る秋の味覚の王者、 明治初期から栽培され、 県下 九月

それ その さら冬季は紫色に輝きます。 まさ ばストーブがなくてはなりません。 下旬ともなれば榛名富士の山頂は 日に映え、夕日に照らされ、こと 名山を眺めるとき、その山容は朝 色付きはじめ、湖畔では雨が降れ に山紫水明とはこのことかと合点 『冬』 高崎市の烏川 畔から榛

覚え、山仕事や農作業の基本を学 です。小屋づくりの共同作業を通 穀豊穣を祈る古くから伝わる行事 粗朶で小屋を組み、 正月の松飾りを集め、さらに竹や 子供たちの最高の楽しみでした。 氷しワカサギの穴釣りやスケー んだものでした。 じて子供たちは鉈や鋸の使い方を やして地域の安泰・無病息災、五 春の伝統行事「どんどん焼き」が で賑わいます。山麓の村々では新 ト、氷上ゴーカートを楽しむ人々 正月ともなれば山頂の湖は、 小正月の朝燃

らませています。 の梅の花は、春に向かって蕾を膨 方面に吹く風もこれに負けませ 颪が有名ですが、 き荒れます。 この時期上州名物の空っ風も吹 この冷い風の中でも榛名山麓 なんといっても赤城 榛名山から高崎

臨時全国町村長大会を開催

7月5日 明治神宮会館で

全国町村会は、7月5日午後1時30分より東京・明治神宮会館において「町村自治確立全国大会・(臨時全国町村長大会)を開催します。

この大会は、地方自治に関する国の施策ならびに当面する諸問題等について、 町村長の総意を結集して宣言、決議、要望を決定し、大会終了後は目的達成の ための実行運動を行います。

参加者は全国の町村長をはじめ各都道府県町村会事務局長等関係者など。また、来賓として総務大臣、自由民主党代表者、民主党代表者、全国会議員等に出席を要請しております。

同大会の開催要綱は次のとおりです。

臨時全国町村長大会開催要綱

- 1. 名称 = 町村自治確立全国大会
- 2.目的 = 町村長の総意を結集して、国民一人 ひとりが自然の恵みと豊かさを享受できる国 土づくりを推進するとともに、町村行財政基 盤の強化をはかり、住民が誇りと愛着を持ち、 健やかで生きがいを実感できる活力ある地域 社会の実現を期する。
- 3.日時 = 平成13年7月5日(木) 開会 午後1時30分
- 4.会場=明治神宮会館

東京都渋谷区神園町1 1

電話03(3379)5511(代表)

- 5.出席者 = 全国の町村長、都道府県および郡(地区)町村会の事務局長等
- 6. 順序
 - 1)開会
 - ②全国町村会長あいさつ
 - ③宣言
- ④来賓あいさつ
- ⑤議長選出
- ⑥議事 = 特別決議、宣言、14年度予算施策要望
- ⑦閉会
- 7 . 来賓祝辞要請者 = 総務大臣、自由民主党代表者、民主党代表者、全国町村議会議長会長

14



た多 田 郎

のことです。 は仁多町の一集落亀嵩(カメダケ) グとなる、なぞの地名「カメダ」 清張の代表作「砂の器」のプロロー 映画、テレビ等でも有名な松本

約九千人の町です。 の玉 鋼の産地として栄えた人口 たら製鉄が盛んに行われ全国有数 産地として知られ、又、かつてた 古くから良質な仁多米、仁多牛の こは豊潤しき小国なり」と記され 広島県と接し、出雲国風土記にっ 本町は島根県の東南端に位置し

町

用の場の創出を見ております。又 め三十五戸で年間八億円の売上と に取り組み、 い」を理念に町民所得の向上を目 仁多米」は平成十年には全国食 「所得の無いところに定住は無 椎茸関連で約二百人余の雇 十五年前から菌床椎茸栽培 今ではエターンを含

第2361号

評を得ているところです。 め、仁多・横田両町で行政として ンド化と農家所得の向上を図るた A」の評価を受け、仁多米のブラ 味ランキングで西日本で唯一「 特 又 町民のニーズは多様化して

おり、 球場、水泳プー 設も整備してきました。 公園など教育、体育、生涯学習施 場、夜間照明付テニス場、屋内ゲー 種集会施設、 完備、又、 修を終え、最新の学校給食施設を 先し、小・中学校、 である道路の改良、 所全ての校舎・園舎の改築、大改 ボール場、ゴルフ練習場、 要望の高い住民生活の基盤 公民館を初めとする各 公認陸上競技場、 ル、人工芝ホッケー 幼稚園、 圃場整備を優 運動 保育 野

ます。

建築賞を受賞したところです。 終え、併せて健康センターを整備 備えた町立仁多病院の移転新築を もって療養型病床四十六床を増床 十一年五月には約五十八億円余を ム、在宅介護支援センター、 老人保健施設、 百四十四床、十一科の診療科を 又、保健・医療・福祉関連では 先般二〇〇〇年全国医療福祉 ビス等の施設を整備し、 特別養護老人ホー 平成 デイ

した。

なりました。 広い間取りとし受入体制も万全と 勉学に励んでおり、 院」を設立、二百六十人の学生が 学校「島根リハビリテーション学 業療法士を養成する四年生の専門 定住を目的とした理学療法士、 又、仁多病院に隣接し、 学生の宿舎も 若者の 作

拡大を進める必要があると考えて 順次整いましたのでこれからは全 このように住民要望の諸施設が 「へ発信し、都市との交流人口の

玉

イバー 網を使って高速・大容量の 全戸が加入し、現在既設の光ファ 設、平成九年に有線テレビを整備 線に光ファイバー四三キロを敷 将来のIT化に対応するため、 線放送電話施設の改修をした際に で進めるとともに平成七年度に有 インターネット事業を進めており 又、上下水道の整備を急ピッチ

おります。

同心塾」も竣工しました。 村成子先生を迎え交流施設「一味 でおなじみの著名な料理研究家中 又 このたびNHK、きょうの料理」 本町は天然記念物「鬼の舌

湧き出で、 施設「玉峰山荘」もオープンしま 能の高い温泉を活用し、 原記念館」と多くの景勝地、 として、 館にも恵まれております。 出雲多根自然博物館」、近くに「絲 こうした都市間交流の拠点施設 を初め「可部屋集成館」、「奥 霊峰「玉峰山」の麓から 古代から薬湯として効 宿泊交流 記念

介し、 活発な交流ができることを楽しみ にしている昨今です。 ルに活用し本町の良さを全国へ紹 今後、高速インターネットをフ 多くの方にご来町いただき



報

米岩 紫外線の季節 山_ま 公意 哲な

解説します。 いませんか。今回は紫外線について たが、日焼けは健康的だと思っては 陽射しが強い季節となってきまし

紫外線というのは、光の一種です。

れます。 視光線、 と分類されます。UV ۸ ۱ 太陽の光は波長によって赤外線、可 さらに紫外線は三つに分かれてお 紫外線の大きく三つに分か Ą U V В Cはオゾン U V c

す。 臨床をやっていても日光過敏症など に思いますが、実は六月が一番多く 紫外線で一番エネルギー が大きいし ルギーが小さいのです。 ギーが大きく、UV なります。UV こが最もエネル 短くなるほど、エネルギーは大きく 紫外線の基本的な性質は、 紫外線の量は真夏が一番多いよう 五月や六月に患者さんが増えま Bは、人体に悪影響を与えます。 内科の外来でも患者さんが来ま Aが最もエネ 地上に届く 波長が

> すから、花粉症が落ち着くと、今度 と慢性に分けて考えられます。 は皮膚炎の時期というわけです。 紫外線のからだへの影響は、

生じます。 は焼失します。サンタンは酸化反応 分以内にあらわれるものです。 日光 ンタン(早い黒化)と呼ばれる、 のタイプがあります。ひとつは、 けなのです。さらに日焼けには二つ 管周辺が腫れてきます。これが日焼 が赤くなります。充血が続けば、血 り、毛細血管が膨張し充血して皮膚 式には紅斑と呼びます。紫外線によ の結果、黒い色素であるメラニンが に当たるのをやめると、数時間後に のです。 急性病変の代表は日焼けです。 これはUV Aによるも 数 Ħ 正

色素沈着がおこり、 なって残ります。 ンバーンは赤みや水泡が消えたあと これはUV Bによるものです。サ ひどい日焼けで、皮膚の火傷です。 バーンは水泡ができることもあり、 もう一方はサンバーンです。 褐色のしみと サン

とになります。

れると、UV てまで地上に届くこ ものです。 だからオゾン層が破壊さ 層にカットされて地上には届かない

あります。 慢性的な影響としては、 皮膚癌が

ます。 性腫瘍では一番多く、 異常が起きれば、皮膚癌になります。 異常を引き起こし、癌化する遺伝子 それが長期間繰り返されると遺伝子 紫外線によって起きる皮膚癌に 紫外線によってDNAが傷つき、 黒色腫、 基底細胞癌は日本での皮膚悪 基底細胞癌などがあり 八五%以上が

急性 す。 顔面に発現します。

浴をすすめる人がいますが、 ければいけません。そのために日光 鬆症の予防のひとつとして、 ビタミ なものか分かったと思います。 うな炎天下での日焼けがいかに危険 ないことが一番です。 誘発に関与するといわれています。 白内障を起こしやすくなります。 部分は水晶体で吸収されますから、 れます。角膜を透過した紫外線の大 ンD活性をして骨の代謝を刺激しな 紫外線から肌を守るには、当たら 紫外線の中ではUV Bが白内障 紫外線の影響のもうひとつは眼で 紫外線の大部分は角膜で吸収さ いままでのよ

2だと普通の状態より二倍日焼けし る倍率をあらわしています。SPF ていて、数字がUV Bをカットす 特殊なものが二つあります。 クリームがあります。 その表示には にくいということです。 は UV 紫外線予防には紫外線を予防する Bを防止する割合を示し S P F

どUV Aをたくさんカットすると 三つまで)と表示され、+が多いほ いう意味です。 を示していて「PA+」(+は一~ PAは、UV Aを防止する割合

数時間ごとに塗り直して使うほう だけでは一日効果が持続しません。 り水で流されたりして、一回塗った が、 紫外線予防クリームは汗をかいた 効果は確実です。

社日本広報協会では、

間接的

第38回全国広報広聴研究大会 福島県郡山市 開催のご案内

「見つけよう! 新世紀の広報広聴 つくし ふく

しま。"から

体等の広報広聴担当者を 国広報広聴研究大会」を 対象に、「第三十八回全 左記の要領で地方公共団

田部井淳子氏(登山家=記念講演) ドット・コム代表取締役) 矢野貴久子氏 (カフェグローブ・ 川上和久氏(明治学院大学教授) 清原慶子氏(東京工科大学教授) 講 三、 会 当者などによる、ITや 講演、シンポジウム、パ 電子自治体を中心とした 開催します。 ネルディスカッションを 二、開催日 行います。 _ 平成十三年八月三十日休 パレットふくしま」 福島県郡山市「ビッグ 広報専門家、 で約十五分) JR郡山駅からバス 内 場 容 記 ~三十一日金 自治体担

な光で十分です。

七、問い合わせ先 合わせください。 外の方は、日本広報協会までお問い 分室へお申し込みください。 それ以 り、申込書に記載されている事務局 五、参加費 7、参加申し込み方法 自治体の方は別送する申込書によ 会員外:一万一千円 会員:七千円 意見交換会参加費: 六千円

FAX:OI T E L . O = 東京都港区北青山二 七 社日本広報協会事業部 五四七四 五四七四 九日昭ビル 六〇五〇 六〇四五

都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

くつろぎを最優先にこだわった客室

(室料) シングル 131室 8,500円より ツイン 18室 16,000円より

8~16F

客室は広めでシングル18㎡ 羽毛寝具に より心地よい睡眠に配慮いたしておりま す。すべての客室は快適な7階以上の 上層階に配され、リラックスしていただく ための静かな空間を作り上げました。



シンゲル

官庁街に近く、最適なロケーションを 誇る全国町村会館。

一流ホテル(帝国ホテルグループ) との提携による上質なサービスと 味わい豊かな料理、 ゆとこのある客室で 皆様をおもてなし



東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

特別サービスとして

ご宿泊料金を 最大20%割引きいたします。

各行事の際に、町村より一括してご宿泊 をお申し込みいただいた場合は、すべて 会員の特別料金を適用いたします。

| 地元よりの特産品など、 💪 持ち込みは自由です。 ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、 洋倉・和倉のいずれまご用意いたします。



在京出身者の集いなど 町村主催の各種行事

自治大学校などの交友会

職員旅行·家族旅行

小・中学校の東京での行事参加

交通の便利なロケーションで、 多勢の人にお集りいただく パーティーなどに最適です。 また大小4つのホール・会議室があり、 幅広い用途にお使いいただけます

東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊 < 特別料金 > (室料)

シングルA 6,800円 (通常料金 8,500円)

ツインA 12,800円(通常料金16,000円)

金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用 いただけます。

東京ディズニーランド/地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分 浅草/地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分

東京タワー/地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分

後楽園遊園地/地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分

東京都庁展望室/地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分





[交通案内] 有楽町線・半蔵門線・南北線 「永田町駅」3番出口徒歩1分 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分 タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧]北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・ 滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・島根県・市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

全国町村会館

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号